

令和5年 8月 定例農業委員会会議事録

芝山町農業委員会

【令和5年8月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和5年8月7日（月）15時00分～16時50分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
		10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
18番	内 山 祐 一	19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

9 番 堀 越 敏 幸

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長代理 松 本 光 芳

事務局

書 記 市 原 直 樹 書 記 石 橋 将

局 長（代理） 15時00分～ 進行
本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
定刻となりましたので、8月農業委員会定例総会を開催させていただきます。
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長（代理） ありがとうございます。
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。
伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年8月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時00分）

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定によりまして、議事録署名委員の指名を行ないま

す。10番 小川 勝雄 委員、11番 鈴木 英範 委員。両名を指名いたします。

議 長 それでは本委員会に提出されました議案を審議いたします。

はじめに、議案第1号、農地法第3条による地上権設定に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長（代理） 説明に入る前に、議案第1号から議案第3号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局より議案第1号から議案第3号までの一括説明を求める提案がございましたので承認いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長（代理） それでは、議案第1号です。
本件は農地法第3条による地上権設定の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、営農型太陽光発電事業のパネル会社事業継承のための地上権設定です。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

す。続きまして、議案第2号です。

資料2をご覧ください。

本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更に関する件です。

申請者と承継者は、資料に記載のとおりです。

申請理由は、「変更理由書」のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用関係事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、先程説明した変更理由が当初計画書の故意又は重大な過失によるものではなく、やむを得ない事情であると判断でき、審査要件の全てを満たしていることから許可できるものと思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問

題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

続きまして、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第5条による一時転用を伴う地上権設定の申請です。

始めに、資料3の1番について説明します。

申請者と承継者は、資料に記載のとおりです。

次に2番について説明します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

次に3番について説明します。

申請の理由は、営農型太陽光発電施設用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については土地改良区の受益地外であるが農地の広がりがある10ha以上の規模の一団の農地であることから「第1種農地」と判断出来ると思われれます。なお、第1種農地の例外規定

で、「仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合」に該当いたします。

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です

以上で、議案第1号から第3号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号から第3号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
いたします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第1号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続いて、議案第2号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続いて、議案第3号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地法第3条による
所有権移転に関する件を議題と致します。

ここで、説明に入る前に10番小川勝雄 委員
におかれましては利害関係人であるため退席
をしていただきます。それでは、小川 勝雄
委員は退席をお願いします。

— 10番 小川勝雄 委員 退席後、再開 —
それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 (代理) 説明に入る前に、議案第4号から議案第6号は
同一案件でありますので一括説明の承認を求
めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局より議案第4号から議案第6号ま
での一括説明を求める提案がございましたの
で承認いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長（代理） それでは、議案第4号です。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡大のためです。

続きまして、議案第5号です。資料5をご覧ください。

先程の説明と重複する箇所は省略させていただき、変更点のみご説明致します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、議案第6号です。資料6をご覧ください。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

以上で、議案第4号から第6号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第4号から第6号までの補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続いて、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第5号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続いて、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第6号は原案どおり可決決定いたしました。

— 10番 小川勝雄 委員 着席後、再開 —

議長 続きまして、議案第7号、農地法第3条による

所有権移転に関する件を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

局長（代理） それでは、議案第7号です。
本件は農地法第3条による所有権移転の申請
です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、経営規模拡のためです。

本議案について、許可基準のすべての項目につ
いて、申請書に記載された内容が適合するか否
か検討した結果をご説明申し上げますと、農地
法第3条第2項各号には該当しないため、許可
要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明
させます。

書記（石橋） 議案第7号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第7号を採決いたします。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)
よって、議案第7号は原案どおり可決決定いた
しました。

議 長

続きまして、議案第8号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長（代理）

それでは、議案第8号です。

資料8をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、研修所用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため「第2種農地」と判断出来ると思われ
ます。

次に、一般基準については、資力、計画等に問

第は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第8号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第8号を採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成全員)

よって、議案第8号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第9号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します

それでは、事務局の説明を求めます。

局 長 (代理) 説明に入る前に、議案第9号から議案第13号は同一案件でありますので一括説明の承認を求めます。議長よろしいでしょうか。

議 長 只今、事務局より議案第9号から議案第13号までの一括説明を求める提案がございましたので承認いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長（代理） それでは、議案第9号です。
本件は農地法第5条による転用を伴う所有権
移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、建売住宅の分譲及び宅地分譲の
ためです。

続きまして、資料10をご覧ください。

先程の説明と重複する箇所は省略させていた
だき、変更点のみご説明致します。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、資料11をご覧ください。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、資料12をご覧ください。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと

おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

続きまして、資料13をご覧ください。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については、都市計画法上の用途区域内であるため、「第3種農地」と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案第9号から第13号の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第9号から第13号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当農業委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願い
します。

担当推進委員 事務局の説明のとおり、問題ございません。

議 長 他の委員、質疑はありますか。
(質疑なし)

議 長 それでは、議案第9号から第13号を採決いた
します。
原案に賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成全員)

よって、議案第9号は原案どおり可決決定いたしました。

議長 続きまして、議案第14号、令和5年第7次農用地利用集積計画に関する件を議題と致します
それでは、事務局の説明を求めます。

局長（代理） 続きまして、議案第14号です。
本件は、令和5年7月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。
資料をめぐっていただき、整理番号一覧をご覧ください。再設定1件 面積：3,386㎡です。
詳細な内容については、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第14号の補足説明をする。

議長 これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。
次に「その他」でございます。
事務局の説明をお願いします。

書記（石橋） その他について、報告をする。

議長 各委員さんより何かございますか。
（意見なし）

議長 以上をもちまして、令和5年8月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。
委員の皆様、お疲れ様でございました。